

「令和4年分 公的年金等の源泉徴収票」の送付について

源泉徴収票を送付する方（発送日 令和5年1月11日）

「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受給されている方

源泉徴収票を送付しない方

「障害」または「遺族」を給付事由とする年金を受給されている方（非課税のため）
「在職中」などで令和4年中に年金の支給がなかった方

令和4年分 公的年金等の源泉徴収票<見本>

※ 源泉控除対象配偶者・控除対象扶養親族等の氏名については、令和3年に提出された「令和4年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の申告内容に基づき印字されます。

なお、ご記入いただいたマイナンバーは税務署報告用のもので、お送りする源泉徴収票にはマイナンバーは印字されません。お問い合わせいただいても、当組合ではお知らせできませんのでご了承ください。

令和4年分 公的年金等の源泉徴収票											
支 払 る 者	住所又は居 所		〒		生 年 月 日		明 大 昭 平 年 月 日		支 払 金 額		源 泉 徴 収 税 額
	姓 名	フリガナ	年 月 日	年 月 日	明	大	昭	平	年	月	日
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分											
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分											
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分											
所得税法第203条の3第7号適用分											
本 人			控除対象扶養親族の数			障害者の数			社会保険料の金額		
障害者 障害者 ひとり親 寡婦 一般 老人 特定 老人 その他			扶養親族の数			障害者の数			社会保険料の金額		
源泉控除対象配偶者			控除対象扶養親族			16歳未満の扶養親族					
(フリガナ) 氏 名			(フリガナ) 氏 名			(フリガナ) 氏 名			(フリガナ) 氏 名		
(概要) 氏 名			氏 名			氏 名			氏 名		
支 払 者			法 人 番 号			所 在 地			電 話 番 号		
名 称			東京都新宿区西新宿二丁目8番1号			東京都職員共済組合			0570-03-4165【ナビダイヤル】		

この「令和4年分 公的年金等の源泉徴収票」は、所得税の確定申告を行う際に必要となるので、大切に保管してください。

年金と確定申告について

退職・老齢を支給事由とする年金は、「雑所得」として所得税が課税されますので、一定額以上の年金を受給されている方は、**受給のたびに所得税が源泉徴収されています。**年金は年末調整を行うことができないため、源泉徴収された所得税額の過不足を精算する場合には、所得税の確定申告を行うこととなります。

次に該当される方は、ご自身で「確定申告」をする必要があります。

○ 確定申告の対象となる方

令和4年中の年金収入の合計が400万円以下で、かつ公的年金等以外の所得金額が20万円を超える方

令和4年中の年金収入の合計が400万円を超える方

税務署で
確定申告

※令和4年中の公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の申告を省略することができます。

※所得税の源泉徴収の対象とならない公的年金等（外国で支払われる年金）の支給を受ける方は、確定申告書の提出が必要です。詳しくは、お近くの税務署にお問い合わせください。

○ 確定申告により税の還付を受けられる可能性のある方(例)

- ◆ 税控除の対象となる社会保険料等を支払った方
- ◆ 申告書提出後、扶養親族に変更があった方
※扶養親族がお亡くなりになった場合でも、その年については控除を受けられます。
- ◆ 10万円(注)を超える医療費を支払った方
(注) その年の総所得金額等が200万円未満の方は、総所得金額等の5%の金額
- ◆ 年の途中から年金の支給が開始され、その他の所得がない方

○ Q & A (よくあるお問い合わせ)

Q1 源泉徴収票を紛失してしまいました。再発行はできますか？

A1 可能です。お電話またはメールで再発行をご依頼ください。

Q2 源泉徴収票が届きません。どうすればいいのでしょうか？

A2 障害年金や遺族年金は非課税のため、源泉徴収票はお送りしていません。
その他の年金の場合は、再発行をご依頼ください。

※ 公的年金以外の所得金額が20万円以下で所得税の確定申告を省略できる場合であっても、住民税の申告が必要となる場合があります。詳細は、お住まいの区市町村住民税担当課にお問い合わせください。

確定申告については、お近くの税務署にお問い合わせください。
国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>

年金の源泉徴収税額(1回の支給当たり)の計算例

源泉徴収票の税額は1回の支給期ごとに計算・徴収した合計ですので、年間の総支給額で計算した場合は必ずしも一致しません。

★ 1回の支給金額 287,000円、65歳以上、扶養親族なしの場合 (扶養親族等申告書を提出しない場合も同様)

① 控除額を計算します。

控除額 = (基礎的控除額 + 人的控除額) × 月数(その支払計算の基礎となった期間月数)

・ 基礎的控除額 $143,500 \text{円} \times 25\% + 65,000 \text{円} = 100,875 \text{円}$

↑ (支給年金額の1カ月分の金額(287,000円 ÷ 2))

→ 135,000円未満のため、135,000円が基礎的控除額になります。

・ 人的控除額 なし(扶養親族等を申告した場合は控除されます。)

・ 控除額 $(135,000 \text{円} - 47,500 \text{円}) \times 2 \text{か月分} = 175,000 \text{円}$

● 65歳以上で「退職共済年金または老齢厚生年金」を受けている方は「控除額」から月額47,500円を減額します。

② 源泉徴収税額(所得税及び復興特別所得税)を計算します。

源泉徴収税額 = (定期支給期の支給年金額^(※) - 控除額) × 5.105%

※ 年金から社会保険料が徴収されている方については、社会保険料を差し引いたものが「定期支給期の支給年金額」となります。

$(287,000 \text{円} - 175,000 \text{円}) \times 5.105\% = 5,717.6 \Rightarrow 5,717 \text{円}$

→ 1回の支給につき5,717円が源泉徴収税額となります。

★1回の支給金額 287,000円、65歳以上、扶養親族等申告書を「一般の控除対象配偶者がいる」で提出

① 控除額を計算します。

$$\text{控除額} = (\text{基礎的控除額} + \text{人的控除額}) \times \text{月数} \quad (\text{その支払計算の基礎となった期間月数})$$

- ・基礎的控除額 $143,500 \text{円} \times 25\% + 65,000 \text{円} = 100,875 \text{円}$
 \uparrow (支給年金額の1カ月分の金額 (287,000円 ÷ 2))
 → 135,000円未満のため、135,000円が基礎的控除額になります。
- ・人的控除額 32,500円 (一般の控除対象配偶者)
- ・控除額 (135,000円 - 47,500円 + 32,500円) × 2か月分 = 240,000円
- 65歳以上で「退職共済年金または老齢厚生年金」を受けている方は「控除額」から月額47,500円を減額します。

② 源泉所得税額及び復興特別所得税を計算します。

$$\text{源泉徴収税額} = (\text{定期支給期の支給年金額} - \text{控除額}) \times 5.105\%$$

$$(287,000 \text{円} - 240,000 \text{円}) \times 5.105\% = 2,399.35 \text{円} \Rightarrow 2,399 \text{円}$$

→ 1回の支給につき 2,399円が源泉徴収税額となります。

※令和4年中に支払われた年金については、「復興特別所得税」として源泉所得税の額の2.1%相当額が加算されています。

★令和4年控除額の一覧

	区分	内容	控除額	
基礎的控除額	年齢65歳以上の人	支給年金金額の月割額 × 25% + 65,000円 (計算額が135,000円未満の場合には、135,000円)		
	年齢65歳未満の人	支給年金金額の月割額 × 25% + 65,000円 (計算額が90,000円未満の場合には、90,000円)		
人的控除額	受給者本人に関するもの	障害者に該当する場合	一般の障害者	22,500円
			特別障害者	35,000円
		寡婦又はひとり親に該当する場合	寡婦	22,500円
			ひとり親	350,000/12円
	源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族に関するもの	源泉控除対象配偶者がいる場合	一般の控除対象配偶者 (70歳未満で年間所得見積額が95万円以下または70歳以上で年間所得見積額が48万円超95万円以下)	32,500円
			老人控除対象配偶者 (70歳以上で年間所得見積額が48万円以下)	40,000円
		控除対象扶養親族がいる場合	一般の控除対象扶養親族1人につき	32,500円
			老人扶養親族1人につき(70歳以上)	40,000円
			特定扶養親族1人につき(19歳以上23歳未満)	52,500円
		源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が障害者に該当する場合	一般の障害者1人につき	22,500円
特別障害者1人につき			35,000円	
同居特別障害者1人につき			62,500円	

※ 障害者に該当する場合の控除は、16歳未満扶養親族である場合においても適用されます。